

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)3月29日

北海道石狩振興局長 濱田 智子

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 委託業務名

令和5年度「いしかり観光スタイル」推進事業委託業務

(2) 委託業務の目的

石狩管内は、新千歳空港からのアクセスの良さや、都市と自然との共存、豊富な食・観光資源など、多様化する観光需要に対応可能な優れた地域特性があり、その特性を活かし、旅に「プラスワン」の価値を添える管内周遊や体験型観光を推進してきたが、ポストコロナの状況を踏まえ、令和4年度に構築した周遊モデルルートの利用を促すPRと管内への誘客促進の取組を進めるとともに、市町村や観光関係者等の意見等を把握したうえで、更なるブラッシュアップ等を進めるなど、多くの方に「石狩で楽しむ」選択をしてもらえるような取組を実施する。

(3) 委託業務の内容

ア 周遊モデルルート利用促進に資するイベント等の実施

イ 周遊モデルルートの更なるブラッシュアップ等の検討

ウ 事業実施報告書の作成

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月15日(金)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体企業又は複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）等とする。

(2) 単体企業及びコンソーシアムの構成員等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体であること（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店及び事業所が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ア コンソーシアムを構成する企業等間に明確な契約が存在すること。
- イ 会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

### 3 企画提案指示書の交付に関する事項

#### (1) 交付期間

令和5年(2023年)3月29日(水)から令和5年(2023年)4月21日(金)まで

#### (2) 交付方法及び場所

ア 北海道石狩振興局ホームページからのダウンロード

<https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/kanko/147547.html>

イ 直接交付

交付場所は9に同じ

### 4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出書類 参加表明書、添付資料

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和5年(2023年)4月21日(金)15時必着

エ 提出場所 9に同じ

オ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留のいずれかによる。)

持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時まで

(ただし、4月21日(金)は15時まで。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類 企画提案書、添付資料

(2) 提出部数 8部(提案者名は1部のみ記載し、残り7部には提案者名を記載しないこと。)

(3) 提出期限 令和5年(2023年)4月25日(火)12時必着

(4) 提出場所 9に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留のいずれかによる。)

持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時まで

(ただし、4月25日(火)は12時まで。)

### 6 提案の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 7 最良の提案をした者の選定方法

審査会を設置し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係

(2) 所在地 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階

(3) 連絡先 電話番号 011-204-5830(直通)担当:坂本・片山

FAX番号 011-232-1950

### 10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案指示書による。

(4) 企画提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が5件を超える場合には、書類選考を行う場合がある。